

介護職員等特定処遇改善加算【見える化要件】

特定処遇改善加算の見える化要件に基づき、特定加算の取得状況は「介護サービス情報公表システム」により公表するものとし、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容は下記のとおりです。

職場環境等要件

| 分類 | 内容 | 当施設の取り組み |
|----------------|--|--|
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） | 受験料や研修費用、研修日の給与支給等の補助として資格取得支援制度を導入 |
| 労働環境・ 処遇の改善 | 子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 | 育休後も安心して職場復帰ができるよう、ライフスタイルに合わせた多様な働き方を導入 |
| その他 | 非正規職員から正規職員への転換 | 非正規職員から正規職員への転換の推奨 |